

「九州森林研究」投稿原稿審査要領

1. 審査の目的

「九州森林研究」(以下、「本誌」という)への投稿原稿の審査は、会員の研究成果発表の場としての本誌の役割を考え、かつ研究論文誌としての一定の質と形式を保つために、投稿された原稿が以下の審査基準に照らして掲載可能かどうかを判定するために行う。

2. 審査の方法

受け付けた投稿原稿すべてに対して、編集委員会は著者が投稿連絡表で示した原稿の部門と種目を考慮して審査者を指名する。審査者数は、原稿種目が「論文」と「速報」では複数名(主査と副査)、その他の種目では1名とする。審査はこの審査者によって行われる。「論文」と「速報」にあっては、主査は副査の意見と自らの意見をもとに審査結果をまとめる。審査者の中で意見や判断が分かれた場合には、さらに副査を追加し審査を行う。

3. 審査基準

投稿原稿は、分野(森林および林業に関連した内容であること)、体裁(形式や記述方法が投稿規定および執筆要領に準拠しており、かつ文章が平易で誤りのないこと)、論理性(論旨の展開が明快で、記述も簡潔明瞭であること)、新規性(内容に新たな知見が盛り込まれていること)、信頼性(結論などを信頼するに足る根拠が示されていること)、有効性(内容が林業や林学の発展に役立つものであること)および普遍性(得られた結論等が、時や場所を越えて適用可能であること)の7項目に照らして審査する。

「論文」では、上記7項目すべてを総合的に審査する。「速報」では、上記7項目のうちの新規性、信頼性、有効性、普遍性については、原稿の内容に応じて重点の置かれ方が異なってもよい。「報文」と「その他」では、分野および体裁についてのみ審査を行う。

4. 審査の判定と原稿の修正

投稿原稿は上記の基準に照らして審査された結果、次のいずれかに判定される。

- 1) そのままで掲載可
- 2) そのままでは掲載できないが指摘事項に対する簡単な修正で掲載条件を満たせる
- 3) 内容または形式に大きな問題点があり、大幅な修正を要する
- 4) 掲載不可

2)および3)と判定された原稿の投稿者には掲載の条件を具体的に示すこととする。審査者の指摘に従って適切な修正が行われれば掲載可とする。もし、著者が審査者の指摘に対して異論がある場合には、その論拠を著者回答書として明示し、審査者が再度審査を行う。適切な修正や改善、正当性の主張などが行われない場合

には、次回の審査で掲載不可と判定されることがある。なお、修正原稿および回答書の提出は指定された期限内に行うこととし、期限を過ぎた原稿は取り下げられたものとして自動的に処理される。

4) と判定された論文の投稿者にはその理由を明示し、審査を終了する。

5 . 掲載論文の決定

審査が終了した原稿の掲載・不掲載は編集委員会で最終的に決定される。

(平成 12年 10月 28日制定)